

脱退強要・パワハラは「不当労働行為」 JRバス棚倉都労委認定

2021年9月16日、東京都労働委員会は「ジェイアールバス関東事件（都労委令和元年不82号事件）」に対し労働組合側の主張を認め、会社による不当労働行為が行われたことを認定しました。

事件の概要

●●支店長は、平成30年(2018年)11月11日、Sさんを喫茶店に呼び出し、Sさんがバスを回送運転中に喫煙をし携帯電話で通話したことが発覚したと伝えた上で、脱退届を出せば当該不祥事を握りつぶしてやるなどと話した。

11月12日にはSさんが自身のやったことについては処分を受けると伝えたところ、●●支店長は、転勤させられてもかばえない、5年後には組合はないと思う。組合に対して何の義理があるのか。最終的に助けてくれるのは会社であるなどと話した。

※都労委命令書を基にわかりやすいように一部修正・加筆を行い作成

団体交渉するも“対立”のため第三者機関へ！

●●支店長は、Sさんの行為を会社に報告しないことと引き換えに組合の脱退届を出すようにSさんに求め、Sさんがこれを拒否すると、転勤になる可能性や労働組合が将来なくなる可能性を示唆するなどして組合から脱退するように働きかけているのであるから、本件行為は、組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であるといえる。

本件行為を行ったのは、●●支店トップの支店長である。そして、●●支店長がバスの運転手であるSさんと業務上の不祥事に関して話をする中で、Sさんが組合を脱退しなければいけない理由について、会社がそういう方針だからなどと述べていることからすれば、●●支店長の本件行為は、会社の意を体してなされたものであったといえることができる。

不当労働行為と認定！



※都労委命令書を基にわかりやすいように一部修正・加筆を行い作成

都労委の判断

組合員・社員の皆さん！職場でパワハラを受けたことや、それらしき行動や言動を見た・聞いたことはありませんか？そんな時は輸送サービス労組に相談してください！！

良識ある現場長・管理者のみなさん！今すぐ脱退強要・パワハラの犯罪行為はやめてください！！